

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、松阪市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）という。

(区域)

第2条 市協議会の区域は、松阪市とする。

(目的)

第3条 市協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 市協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。
- (2) 規模拡大交付金の推進に関すること。
- (3) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
- (4) 経営所得安定対策の対象作物の生産数量目標の設定に関すること。
- (5) 農地の利用集積に関すること。
- (6) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
- (7) 担い手の育成・確保に関すること。
- (8) 稲作農業の体質強化総合対策事業に関すること。
- (9) 産地パワーアップ事業に関すること。
- (10) 畑作物産地形成促進事業に関すること。
- (11) 水田麦・大豆産地生産性向上事業に関すること。
- (12) コメ新市場開拓等促進事業に関すること。
- (13) この他地域農業を振興するために必要なこと。

第2章 会員等

(市協議会の会員)

第5条 市協議会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく市協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 市協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は市協議会を代表し、業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 市協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 市協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合においては、市協議会は、その総会の開催の日から10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 市協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 総会の開催に当たっては、公平性・透明性確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
- 6 特定の会員に特別の利害関係がある議決を行う場合、当該会員は、その議決権を行使することができない。ただし、この場合、当該会員は総会に出席して意見を述べることはできるものとする。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関する事。
- (5) 市協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 市協議会規約の変更
- (2) 市協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに市協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を市協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第20条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき市協議会の業務を執行するため、三重県松阪市殿町1340番地1、松阪市役所産業文化部に事務局を置く。

2 市協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が任命する。

4 事務局長は業務を総括して会務を処理する。

5 事務局長は、会計処理規程第8条第1項の経理責任者並びに事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。

(業務の執行)

第21条 市協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 事務処理及び文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 市協議会は、第20条第1項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 市協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第23条 市協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第24条 市協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
- (2) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金に係る三重県農業再生協議会からの助成金等
- (3) 攻めの農業実践緊急対策事業交付金
- (4) 稲作農業の体質強化緊急対策事業交付金
- (5) 産地パワーアップ事業推進費補助金
- (6) 高収益作物次期作支援交付金
- (7) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金
- (8) 主食用米からの作付転換促進事業費補助金
- (9) 水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金
- (10) その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 市協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第26条 市協議会の事務に要する経費は、第24条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 市協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第20条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、第27条に掲げる書類及び前条第1号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、三重県農業再生協議会長に提出しなければならない。

第7章 市協議会規約の変更

(届出)

第30条 この規約及び第21条各号に掲げる規程に変更があった場合には、市協議会は、三重県農業再生協議会長に届出なければならない。

第8章 雑則

(細則)

第31条 実施しようとする事業の実施要綱、その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、市協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年6月10日から施行する。
- 2 市協議会の設立当初の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず平成25年3月31日までとする。
- 3 市協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第27条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 市協議会の設立初年度の会計年度については、第23条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 市協議会は、本協議会に移管した松阪地域水田農業推進協議会、嬉野地域水田農業推進協議会、三雲地域水田農業推進協議会、飯南地域水田農業推進協議会、飯高地域水田農業推進協議会の権利及び義務を承継する。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 1 月 27 日から施行する。
- 2 市協議会は、本協議会に移管した松阪市地域担い手育成総合支援協議会の権利及び義務を承継する。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 26 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 2 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 3 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 5 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

<別表> 松阪市農業再生協議会 会員名簿

組織および職名	備考
松阪市産業文化部農林水産担当理事	
みえなか農業協同組合営農部長	
松阪農林事務所松阪地域農業改良普及センター長	オブザーバー
松阪市農業委員会会長	
松阪市農業委員会委員	松阪地域
松阪市農業委員会委員	嬉野地域
松阪市農業委員会委員	三雲地域
松阪市農業委員会委員	飯南地域
松阪市農業委員会委員	飯高地域
三重県農業共済組合代表	
土地改良区・営農組合代表	松阪地域
土地改良区・営農組合代表	松阪地域
土地改良区・営農組合代表	嬉野地域
土地改良区・営農組合代表	三雲地域
認定農業者・担い手代表	松阪地域
認定農業者・担い手代表	嬉野地域
認定農業者・担い手代表	三雲地域